

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月20日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 若 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月12日 午前 9時00分から 令和 8年 2月19日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 2月26日 午前 9時30分 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 3月12日 午後 1時30分 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 2月27日 午前 9時00分から 令和 8年 3月 3日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月20日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	15, 660, 000 12, 528, 000	一括	3, 132, 000	147, 773	31, 665
1	13, 130, 000				
2	2, 530, 000				
		</			



物 件 目 録

1 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番6
地 目 雑種地
地 積 140平方メートル

所有者 A

2 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番13
地 目 雑種地
地 積 27平方メートル

所有者 B

物 件 明 細 書

令和 7年11月27日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 西 村 克 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

駐車場として使用されている。使用者らの占有権原は買受人に対抗できない。
一部分につき、本件所有者ら（A及びB）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番6
地 目 雑種地
地 積 140平方メートル

所有者 A

2 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番13
地 目 雑種地
地 積 27平方メートル

所有者 B



令和7年(ケ)第112号
令和7年9月18日受理
令和7年10月23日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番6
地 目 雑種地
地 積 140平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 我孫子市我孫子四丁目
地 番 5番13
地 目 雑種地
地 積 27平方メートル

所有者 B



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件1、2
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件1、2） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 A 、 B ら ☒ その他の者ら ☐ 上記の者が本件土地に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 「その他の者ら」が月極駐車場として使用している ☒ 「土地所有者ら」が上記「その他の者ら」が使用している以外の部分を駐車場として占有している。 ☐ ☒ 3枚目「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	1 東側で市道に接する整形の土地で、物件1、2一体で月極駐車場として利用されている。 2 物件2には、 B の浄化槽、水道管、ガス管が埋設されている。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原									
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨、執行官の意見 等						
			占有開始	占有	貸主	更新	賃料	特約等	
			現在の契約	権原		種別	敷金等	その他の陳述等 執行官の意見	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 1 C	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R6・2・10 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法 ☐ 不	☒ 月 ☐ 年 10,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	契約期間は1か月で以 後自動更新	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 2 D	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R7・9・6 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法 ☐ 不	☒ 月 ☐ 年 10,000 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	契約期間は1か月で以 後自動更新	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 3 E	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R7・5・7 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法 ☐ 不	☒ 月 ☐ 年 10,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	契約期間は1か月で以 後自動更新	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 4 A、B	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R7・3～4月頃 自 . . 至 . .	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法 ☐ 不	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	空き区画	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 5 (株)拓研コーポレーショ ン	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R5・1月以前 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法 ☒ 不	☒ 月 ☐ 年 10,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	R7年12月分まで支払済 (4か月毎に支払われて いる)	
1、2	☐ 全部 ☒ 駐車位置番号 6 F	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 駐	R5・1月以前・ 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法 ☒ 不	☒ 月 ☐ 年 10,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	R7年12月分まで支払済 (2か月毎に支払われて いる)	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	駐：駐車場	他：その他
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新	不：不明	
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B の妻	1 物件1の所有者 A は義母(B の母)ですが、施設に入っている ので、 B が月極駐車場の管理をしています。不動産屋から賃料の明細が 毎月送られて来ているので、写しを提供します。 2 物件2にはうちの浄化槽が設置してあり、ガス管、水道も通っているの で、第三者に所有権が移転した場合は面倒になるので困っています。 (以上、令和7年9月24日に面談聴取)
■ B	1 対象の土地は池沼だったところを区画整理したもので、これまでに地上 に建築物等が建てられたことはありません。 2 土中に異物が埋まっていることはありません。 3 土地境界等の揉め事はありません。 4 駐車場契約書を提出します。駐車位置No. 5、6の古くから借りている方 々との契約書は見つかりませんでしたが、契約内容は他の駐車区画と殆ど 同じです。 (以上、令和7年10月17日に面談聴取)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年9月24日（水） 13：40－13：55	物件所在地	物件確認 占有調査 外観写真撮影 ■B■の妻に面談聴取
R7年10月17日（金） 9：45－10：52	物件所在地	立入調査(物件確認 占有調査 写真撮影) 評価人同行 ■B■に面談聴取 駐車場契約書等資料 のコピー取り・同資料返却
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方法務局柏支局管轄)

A3判をA4判に縮小

地 番	5-6, 5-13
-----	-----------

地積測量図

土地の所在 我孫子市我孫子四丁目

座標求積表

地 番	5-6	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$
M1		-13851.833	15910.380	170607.00474
M2		-13851.483	15900.875	-221212.973000
P18-1		-13865.745	15900.327	-232812.587934
SC5-1		-13866.125	15910.430	58307.011770
SC4-1		-13862.206	15910.419	227391.708348
			倍 面 积	286.163924
			面 积	140.0819620
			地 积	140.08
			坪 数	42.37

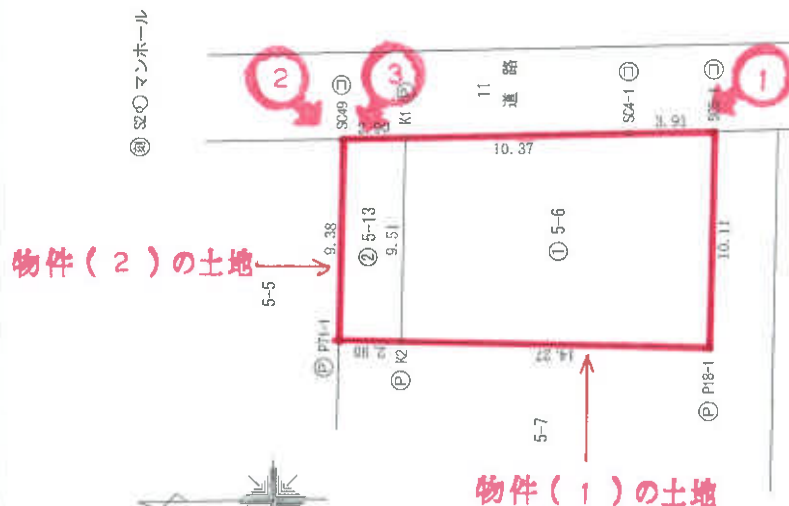
地帶	②	5-13	$\bar{X}_n$	Y_n	$(\bar{X}_{n+1} - \bar{X}_n) Y_n$
湖点					
	5C49		-13848.930	15910.369	51692.768881
	771-1		-13848.584	15900.986	-40395.217258
	22		-13851.483	15900.875	-51661.942875
	k1		-13851.833	15910.380	40619.200140
			倍面積	54.828888	
			面積	27.414440	
			坪数	27.41	
				8.29	
			合計	167.4964060	

恒久的地物—甕

測 點 名	X	座 標	Y	座 標
51		-13875.167		15912.685
		-13839.487		15911.902

測量年月日	令和5年3月20日
座標系	任 意 座 標
座標系	第Ⅷ系

● 写真撮影位置と方向



筆習	境界線の種類
㊦	コンクリート杭
㊧	金属プレート
㊨	石杭
㊩	金属隅
㊪	刻み
㊫	計量点

著者

人
喜
喜

(令和 5 年 3 月 22 日作成)

縮尺 2.50



1



2



3



令和 7 年（ケ）第 1 1 2 号

令和 7 年 10 月 17 日 現地調査

令和 7 年 10 月 21 日 評 価

第 2 5 - 9 5 7 号 発行番号

令和 7 年 10 月 27 日 提出日

千葉地方裁判所

松戸支部民事部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

福 崎 隆 一 ⑩

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 15,660,000円	
内 訳 価 格	
1 (土 地)	金 13,130,000円
2 (土 地)	金 2,530,000円

- ① 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1. 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 受命不動産の表示

物 件 番 号	登 記 簿 上	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり。	同 左
2	次頁物件目録記載のとおり。	同 左
特 記 事 項		
○ 物件1, 2は, いずれも登記簿上の地積と概ね等しいと思われる。 ○ 物件1, 2は一体で全6台の月極駐車場として使用されている。 ○ 物件2には西側隣地(5番7)で使用するための上水道, 都市ガスの引込管, 個別浄化槽及び使用されているか否かは不明の公共下水道のマスが埋設されている。買受人は, この引込管及び個別浄化槽等の取り扱いについて西側隣地の所有者(物件2の所有者と同一人物)と協議する必要があると見込まれる。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載内容と同じ。

物 件 目 録

1 所 在 我孫子市我孫子四丁目

地 番 5 番 6

地 目 雑種地

地 積 1 4 0 平方メートル

所有者 A

2 所 在 我孫子市我孫子四丁目

地 番 5 番 1 3

地 目 雑種地

地 積 2 7 平方メートル

所有者 B

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	J R常磐線「我孫子駅」の北西方約 350m (道路距離)。 (別添位置図参照。)	
付 近 の 状 況	J R我孫子駅に近い住宅地域。土地区画整理事業（我孫子駅北口土地区画整理事業。平成25年7月29日換地処分。）が施行された地域に含まれている。周辺の地勢には、やや傾斜がみられる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制 を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 指定 60% 指定 200% 第二種高度地区 ※宅地造成工事等規制区域 ※放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染 状況重点調査地域に指定されている。
画 地 条 件 (物件1, 2)	○形状（ほぼ長方形），地勢（平たん），接道方位（東向き）， 間口（約17.2m），奥行（約 9.4m～約10.1m）	
接 面 道 路 の 状 況 (物件1, 2)	○東側市道(14-068号線)，幅員（約4m），系統連続（普通）， 舗装（有），歩道（なし），側溝（有） ※東側市道は南から北に向けて緩やかに下り傾斜している。物件 1, 2は東側市道より約0m～約0.6m高位にある。	
	建築基準法上の種類 位置指定年月日・番号	東側市道は，建築基準法第42条1項1 号に規定する「道路法による道路」とし て扱われている（我孫子市建築住宅課に て確認。）。
	セットバックの必要 の有無	セットバックの必要はないと思われ る。
	再 建 築 の 可 否	公法規制に沿った建物を建築すること は可能である。ただし前記のとおり物件 2には西側隣地(5番7)で使用するた めの上水道，都市ガスの引込管及び個別 浄化槽等が埋設されているため，買受 人はこのライフラインの取り扱いにつ いて隣地所有者と協議する必要が生じ ると見込まれる。

土地の利用状況 及び隣地の状況等	物件 1, 2	○物件1, 2は一体で全6台の月極駐車場として使用されている。 ○周辺は戸建住宅が多い中にアパートやクリニックもみられる住宅地域である。		
供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に、 引き込みが有る場合を「あり」、 無い場合を「なし」とした。)	上水道 ガス配管 下水道	なし なし なし	現況面積	物件1, 2の現況地積は、 いずれも登記簿上の地積と 概ね等しいと見込まれる。
土 壌 汚 染 等	※ただし前記のとおり西側隣地 のためのライフラインが埋設 されている。 ○1974年～2024年の住宅地図を閲覧した。古い地図は記載内容が不明確であるが、この間、物件1, 2の土地に関する記載内容は概ね次のとおりである。 ●1996年～2024年 駐車場 ●1994年～1995年 西側隣地(5番7)と一体で駐車場と思われる。 ●1992年 未利用地の一部と思われる。 ●1990年～1991年 造成中と記載されている範囲の一部と思われる。東側道路はない。 ●1979年～1986年 山林または農地の一部と思われる。 ●1974年 水田の一部と思われる。 ○千葉県水質保全課が公開しているデータによれば、物件1, 2は「土壤汚染対策法に規定する要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれにも該当しない。」「水質汚濁防止法に規定する特定施設が存在している、または過去に存在していた記録はない。」との由である。以上、地図上の地歴調査、役所調査の範囲では、地中に重大かつ深刻な土壤汚染が発生している可能性を確認することはできなかった。 ○前記のとおり物件2に西側隣地で使用するためのライフラインが埋設されている以外には、土地利用を著しく妨げる地下埋設物が存在する可能性は確認できなかった。 ○物件1, 2は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていないとの由である(我孫子市教育委員会文化・スポーツ課にて確認)。			

特 記 事 項

○あびこ洪水ハザードマップによれば、物件 1, 2 は利根川浸水想定区域図の浸水深が 3 m～5 m のエリアにある。

○調査時点現在、駐車場の賃貸状態は次のとおりである。

番号	占有者 (賃借人)	占有 開始時期	月額賃料	備 考
1	個人	R 6. 2. 10	10,000	契約期間は 1 ヶ月 で以後自動更新
2	個人	R 7. 9. 6	10,000	契約期間は 1 ヶ月 で以後自動更新
3	個人	R 7. 5. 7	10,000	契約期間は 1 ヶ月 で以後自動更新
4	空き			
5	法人	R 5. 1 以前	10,000	R 7. 12 月分まで 支払い済み。 4 ヶ月毎に支払わ れている。
6	個人	R 5. 1 以前	10,000	R 7. 12 月分まで 支払い済み。 2 ヶ月毎に支払わ れている。

※いずれも敷金、保証金はなし。

○物件 1, 2 の東側市道を構成する(11番)の登記簿上の地目、所有者は次のとおりである。

地 目 公衆用道路

所有者 我孫子市

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

土地（物件1, 2）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補 正 率 エ	土 地 価 格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1, 2 (宅 地)	148,000	0.88	167.00	—	21,750,000

ア 標準画地価格（地価調査基準地価格等からの規準）

○地価調査基準地価格〔我孫子(県)－3〕

$$\text{標準価格} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{規準価格}$$

$$133,000\text{円}/\text{㎡} \times \frac{101}{100} \times \frac{100}{101} \times \frac{100}{90} = 148,000\text{円}/\text{㎡}$$

●時 点 修 正 : 標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

●標準化補正 : 方位・北西 + 1%

●地 域 格 差 : 交通接近条件△3%, 環境条件△7%, 合計△10%

イ 個 別 格 差 : 方位・東+3%, 敷地内に隣地が使用するライフライン
が埋設されている△15%, 合計△12%

ウ 地 積 : 167㎡ (物件1, 2の登記簿面積の合計)

エ 建付減価補正率: 特になし ±0%

2. 評価額の判定

前記により求めた土地価格に市場性修正及び競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる 価格 (円) ア (1+ 2) 1+2+3	敷地利用権価 格の控除及び 加算 (円) イ	地 積 割 合 (㎡) ウ	占 有 減価率 エ	市場性 修正率 オ	競売市場 修正率 カ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ ×オ×カ
1 (雑種地)	21,750,000	—	$\frac{140}{167}$	1.00	0.90	0.80	13,130,000
2 (雑種地)	21,750,000	—	$\frac{27}{167}$	1.00	0.90	0.80	2,530,000
一 括 価 格 (合 計)							15,660,000

エ 占有減価： 特になし ±0%

オ 市場性修正： 隣地所有者とライフラインの取り扱いについて協議が必要と
見込まれる △10%

カ 競売市場修正： 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量のうえ、
競売市場修正率として 0.80 を乗じた。

第6 参考価格資料

地価調査基準地価格〔我孫子(県)－3〕

所 在	我孫子市我孫子4丁目563番9 「我孫子4－37－5」
価 格	133,000円/㎡
位 置	JR常磐線「我孫子駅」の北東方約620m
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	191㎡
供給処理施設	水道, ガス, 下水
接 面 街 路	北西4m市道
用途指定等	2中専(60/200)
地 域 の 概 要	中規模一般住宅, アパートが混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

1. 目的物件の位置図
2. 公図写し
3. 地積測量図写し

以 上





請 求 部 分	所 在	我孫子市我孫子四丁目				地 番	5番6			
出 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)国調法 19-5指定		種類	地籍図
作 成 年 月 日	平成25年7月				備 付 年 月 日 (原図)	平成25年10月22日		補 記 事 項		

A3をA4に縮小

登記年月日：令和5年3月28日

これは図面に記載されている内容を証明したもので、
(千葉地方方法務局柏支局管轄)
令和7年8月1日 横浜地方方法務局

登記簿

地番 5-6, 5-13

地積測量図

土地の所在 我孫子市我孫子四丁目

座標求積表

地番	① 5-6	② 5-13
測点	Xn	Yn
K1	-13851.833	15910.369
K2	-13851.483	15900.875
P71-1	-13851.743	15900.327
SC49	-13860.125	15910.430
SC51	-13862.206	15910.419
SC53		280.61924
SC54		140.08150
SC55		140.08
SC56		42.37
倍面積		
地積		
坪数		

地番	③ 5-13	④ 5-6
測点	Xn	Yn
SC49	-13848.930	15910.369
P71-1	-13848.584	15900.875
K2	-13851.483	15900.875
K1	-13851.833	15910.360
倍面積		
地積		
坪数		
合計		167.4954060 m ²

恒久的地物一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
S11		-13875.167	15912.685	
S21		-13839.487	15911.902	

測量年月日	令和5年3月20日
座標系	任意座標
座標原点	第1点

境界の種類	境界の種類
① コンクリート杭	② 金属プレート杭
③ 石	④ 金属板
⑤ 金	⑥ 鉄
⑦ 鉄	⑧ 鉄
⑨ 鉄	⑩ 鉄
⑪ 鉄	⑫ 鉄
⑬ 鉄	⑭ 鉄
⑮ 鉄	⑯ 鉄
⑰ 鉄	⑱ 鉄
⑲ 鉄	⑳ 鉄
㉑ 鉄	㉒ 鉄
㉓ 鉄	㉔ 鉄
㉕ 鉄	㉖ 鉄
㉗ 鉄	㉘ 鉄
㉙ 鉄	㉚ 鉄
㉛ 鉄	㉜ 鉄
㉝ 鉄	㉞ 鉄
㉟ 鉄	㊱ 鉄
㊲ 鉄	㊳ 鉄
㊴ 鉄	㊵ 鉄
㊶ 鉄	㊷ 鉄
㊸ 鉄	㊹ 鉄
㊺ 鉄	㊻ 鉄
㊼ 鉄	㊽ 鉄
㊾ 鉄	㊿ 鉄

作成者

申請人

250

5年3月20日作成

A3をA4に縮小